

野田市水道事業告示第 17 号

令和 7 年野田市水道事業告示第 3 号から第 16 号までを別紙のように補完する。

令和 7 年 6 月 3 日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

(下線の部分は補完部分)

○ 令和 7 年野田市水道事業告示第 3 号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港 1 - 2 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日 <u>2 の 2 委託をした日</u> <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港 1 - 2 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日まで

○ 令和 7 年野田市水道事業告示第 4 号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町 4 - 6 - 7 日 本橋日銀通りビル 5 階 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日 <u>2 の 2 委託をした日</u> <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町 4 - 6 - 7 日 本橋日銀通りビル 5 階 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日まで

○ 令和 7 年野田市水道事業告示第 5 号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日 <u>2 の 2 委託をした日</u>	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日

<u>令和7年4月1日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで
---	--

○ 令和7年野田市水道事業告示第6号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

○ 令和7年野田市水道事業告示第7号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

○ 令和7年野田市水道事業告示第8号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

○ 令和7年野田市水道事業告示第9号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

○ 令和7年野田市水道事業告示第10号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1イ オンタワー13階 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> 令和7年4月1日	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1イ オンタワー13階 2 指定をした日 令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで
---	---

○ 令和7年野田市水道事業告示第11号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> <u>令和7年4月1日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

○ 令和7年野田市水道事業告示第12号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社ローソン 東京都品川区大崎1-11-2 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> <u>令和7年4月1日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社ローソン 東京都品川区大崎1-11-2 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

○ 令和7年野田市水道事業告示第13号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の

所在地 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1丁目5番5号 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> <u>令和7年4月1日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	所在地 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1丁目5番5号 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで
--	--

○ 令和7年野田市水道事業告示第14号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> <u>令和7年4月1日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

○ 令和7年野田市水道事業告示第15号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1 2 指定をした日 令和7年4月1日 <u>2の2 委託をした日</u> <u>令和7年4月1日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1 2 指定をした日 令和7年4月1日 3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日 まで	令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日 まで
--------------------------------	--------------------------------

○ 令和 7 年野田市水道事業告示第 1 6 号

補 完 後	補 完 前
1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の 所在地 リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町 1－2－2 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日 <u>2 の 2 委託をした日</u> <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 3 指定公金事務取扱者に納付させることが できる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日 まで	1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の 所在地 リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町 1－2－2 2 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日 3 指定公金事務取扱者に納付させることが できる歳入 水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料 4 指定する期間 令和 7 年 4 月 1 日から契約期間満了の日 まで